

終生飼養を目的とする者の基準

- 1 個人の場合は、県内に居住する成人であること。
- 2 法人又は任意団体（以下「団体」という。）の場合は、団体の所在地及び譲り受けた犬又は猫の飼養施設は県内にあり、その代表者は県内に在住する成人であること。所在地が県外にある場合は県内在住の団体の会員の中から責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点をもつこと。
- 3 団体は、規約、役員名簿、活動報告書、一時飼養会員名簿及び当該飼養場所の見取図等を提出すること。
- 4 譲り受けた動物を適正に終生飼養できること。
- 5 動物を譲り受けることに、家族全員（法人又は任意団体の場合は役員）の同意が得られていること。
- 6 飼養場所が集合住宅若しくは借家等の場合、規約等により動物の飼養が承認されていること。
- 7 山形県又は山形市が開催する譲渡前講習会を受講していること。
- 8 譲渡り受けた動物を販売等営利目的に利用しないこと。
- 9 大型犬については、原則として大型犬の飼養経験がある者若しくは保健所長が飼養できると認める者に限る。
- 10 誓約書（別記様式7-1）の内容を理解し遵守できること。
- 11 猫については、譲り受け後、速やかに不妊去勢手術を受けさせること。
- 12 保健所長が行う調査等に協力できること。
- 13 動物を所有しようとする本人であることの確認ができる公の証明書を掲示できること（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）。
- 14 上記のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。